

身体拘束適正化の指針について

就労継続支援 B 型事業所 笑々花（以下「事業所」と言う。）が障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を理解し、障がい者（以下「利用者様」）に利用者様本意のサービスを提供します。

- 1 当事業所は、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。本人又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための措置として緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合は本人・家族への説明・同意を得て行います。身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できる限り早期の拘束解除するように努めます。
- 2 事業者は、身体拘束防止に関し次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底します。
 - (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
 - (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
 - (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
 - (4) 身体拘束を許容する考え方ではない。
 - (5) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
 - (6) 利用者様の人権を最優先にする。
- 3 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、以下の内容に取り組みます。
 - (1) 言葉や対応等で、利用者様の精神的な自由を妨げない。
 - (2) 利用者様の安全を確保する観点より、利用者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為を行わない。
 - (3) 拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者様にサービスを提供する。

この指針は令和4年4月1日より施行する。

就労継続支援 B 型事業所 笑々花
施設長 板谷 新